

第3期

天草市 移住・定住促進計画

(令和8年度～令和11年度)

(素案)

令和8年（2026年）3月

目次 1

1.	はじめに	3
(1)	計画の趣旨・目的	3
(2)	計画の位置づけ	4
(3)	計画期間	4
(4)	定義	4
2.	本市を取り巻く環境	5
(1)	社会情勢の変化	5
3.	天草市の移住・定住促進施策に関する現状	6
(1)	人口に関する状況	6
(2)	関係人口に関する状況	8
(3)	移住・定住に関する状況	9
4.	第2期計画における「新たな取組み」の達成状況	13
5.	天草市が抱える課題	15
6.	計画の基本的な考え方	19
(1)	基本理念	19
(2)	ありたい姿	19
(3)	基本方針	19
(4)	目指す成果（数値目標）	19
(5)	進捗管理	20
7.	施策の体系（具体的な施策）	21
(1)	魅力の発信	22
(2)	関係人口の掘り起こしと関係性の構築	22
(3)	移住の検討	24
(4)	移住・定住	24

1. はじめに

(1) 計画の趣旨・目的

我が国の人囗は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少しています。

令和 2 年（2020 年）国勢調査における人口は、1 億 2,614 万 6 千人。平成 27 年（2015 年）と比べると、人口は 94 万 9 千人の減少（0.7% 減）となっており、東京圏など 8 都県で人口が増加している一方、熊本県を含む 39 道府県は人口減少しており、33 道府県では減少幅が拡大しています。

本市の人口は、令和 2 年（2020 年）国勢調査では 75,783 人となっており、平成 27 年（2015 年）の 82,739 人から 5 年間で約 7 千人の減少となっております。

そのため本市では人口減少の抑制を目標に掲げ取り組んでおり、第 3 次天草市総合計画（後期基本計画）（令和 8 年（2026 年）3 月策定）（以下「総合計画」という。）においては、子育て施策や健康寿命の延伸などの取組のほか、地場産業の振興による雇用の場の確保、移住・定住の促進などにより、令和 11 年（2029 年）の総人口の将来予測である約 63,300 人を 65,000 人とする目標を掲げています。

総合計画を基に移住・定住の促進に取り組むため、平成 31 年（2019 年）3 月に第 1 期移住・定住促進計画を策定し、令和 5 年（2023 年）3 月には第 2 期移住・定住促進計画を策定しました。これまで、移住・定住に関する情報発信や移住者の受入体制の強化などを通じて、人口の社会増を目指して様々な取組を推進してまいりました。

この度、第 2 期移住・定住促進計画が令和 7 年度（2025 年度）末に計画期間の満了を迎えるのに加え、令和 8 年度（2026 年度）から本市の第 3 次総合計画（後期基本計画）がスタートすることに伴い、これまでの取組を踏襲しつつ、より戦略的かつ効果的な第 3 期移住・定住促進計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「総合計画」と整合を図るとともに、他の関連計画との連携を図りながら、本市の移住・定住促進施策の基礎となる分野別計画として位置付けます。



(3) 計画期間

本計画は、総合計画との整合性を図るため、計画期間を令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）の4年間とします。ただし、計画期間中であっても、関係法令の改正や社会情勢の変化、総合計画の改定により、本計画の見直しが必要となった場合は、適宜、見直しを行うものとします。

(4) 定義

「関係人口」「移住」「定住」は、法的に意味が定められているものではなく、様々な解釈がされていることから、本計画では、次のように定義付けます。

(1) 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々

(2) 二地域居住

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方

(3) 移住

市外在住者が、自らの意思で定住を目的として、生活拠点を移動させること

(4) 定住

移住後、本市に3年以上継続して居住する意思があること

2. 本市を取り巻く環境

(1) 社会情勢の変化

①地方移住への関心の高まり

令和7年11月に総務省が発表した令和6年度における全国の自治体への移住相談件数は過去最多となり、令和5年度から25,375件の増加となっています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数（件）	260,166	298,132	315,744	291,082	323,931	370,332	408,435	433,810

全国の移住相談件数の推移（令和7年11月総務省発表）

また、令和7年2月に認定NPO法人ふるさと回帰支援センター（現：公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構）が公表した令和6年度の移住相談の傾向によると、同年度の移住相談件数は61,720件となり、前年度比4.1%増で、4年連続で過去最高を更新しています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数（件）	33,165	41,518	49,401	38,320	49,514	52,312	59,276	61,720

移住相談件数の推移（令和7年2月ふるさと回帰支援センター発表）

②関係人口への注目の高まり

現在、地方圏では、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。しかし、変化を生み出す人材が地域に入り始めている例も多く、二地域居住を行う人や関係人口が地域づくりの担い手となることが期待されています。

このような状況を踏まえ、地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）では、10年後に目指す姿として「関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出」を掲げ、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出することが明記されています。

また、関係人口の規模や地域との関係性などを可視化し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できる仕組みとして、総務省が「ふるさと住民登録制度」の創設に向けた検討を進めています。

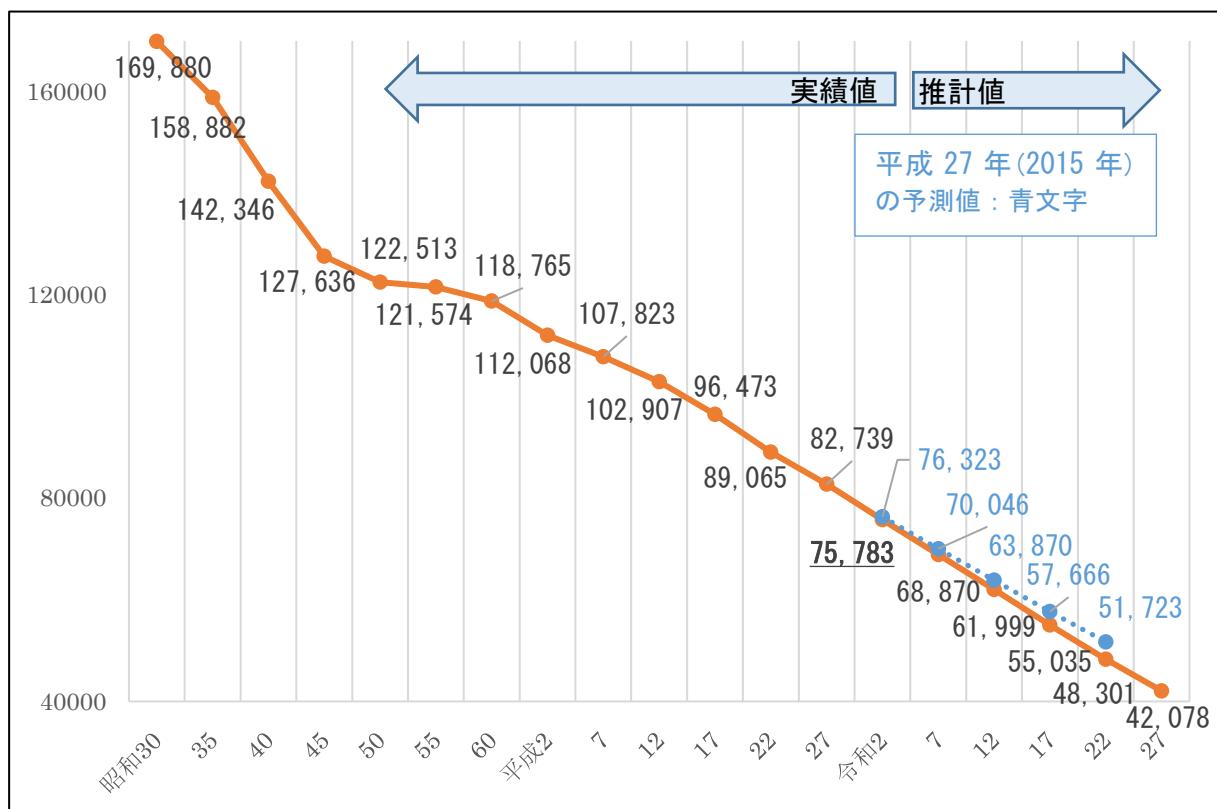
3. 天草市の移住・定住促進施策に関する現状

(1) 人口に関する状況

①人口推移 (出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）

国勢調査の結果による本市の人口は、昭和 30 年（1955 年）の 169,880 人をピークに、令和 2 年（2020 年）は半数以下の 75,783 人になり、市が算出した平成 27 年（2015 年）の国勢調査の結果による令和 2 年（2020 年）の人口予測 76,323 人より人口減少が 540 人加速しています。

平成 17 年（2005 年）から令和 2 年（2020 年）までに 20,690 人減少し、今後、令和 12 年（2030 年）には 61,999 人まで減少すると予測しています。

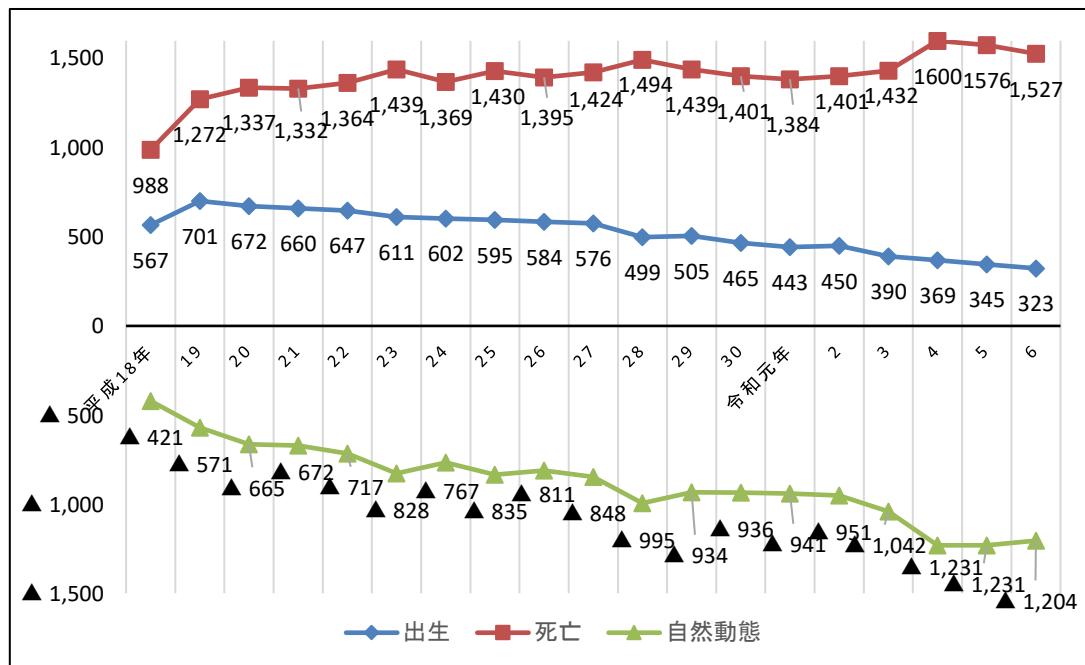


※令和 7 年（2025 年）以降は、平成 27 年（2015 年）～令和 2 年（2020 年）国勢調査の推移を基に、コーホート変化率法を用いて独自に算出した数値。

※コーホート変化率法：人口を年齢別に 5 歳ごとの階層に分け、各年齢層が 5 年ごとに 1 階層上がる際、どれだけ増減するかを計算する人口推計の一般的な方法として広く用いられています。

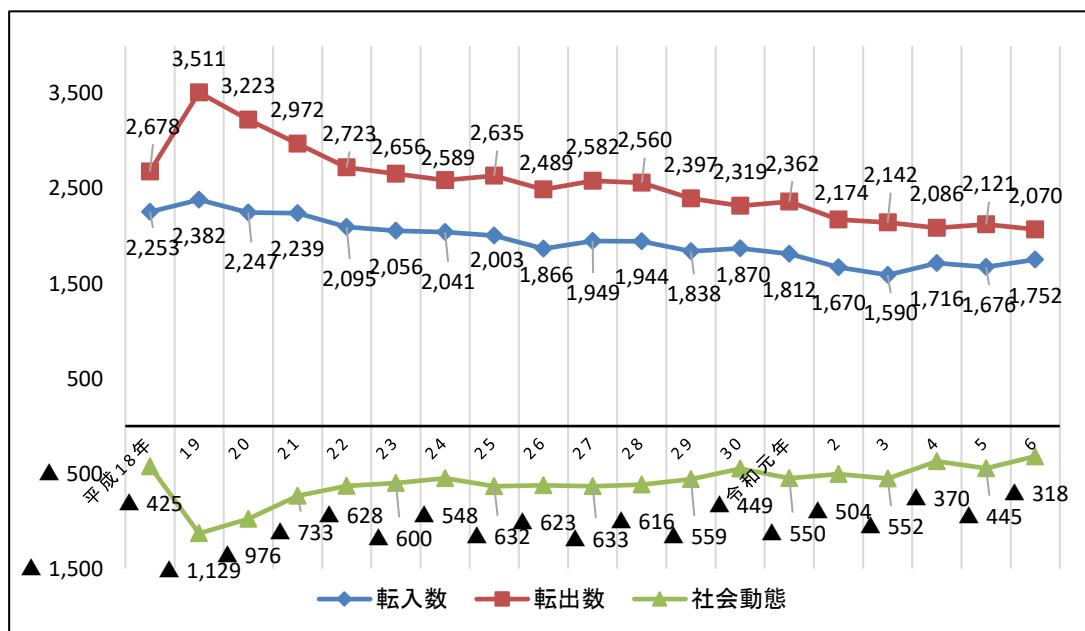
②自然動態 (出典：天草市住民基本台帳)

本市が誕生した平成 18 年(2006 年)の自然動態(出生数－死亡数)は、421 人の自然減となっています。その後、増減数に変動はあるものの長期的には減少数は倍増しており、自然減が令和 4 年(2022 年)以降 1,200 人を超える状況となっています。



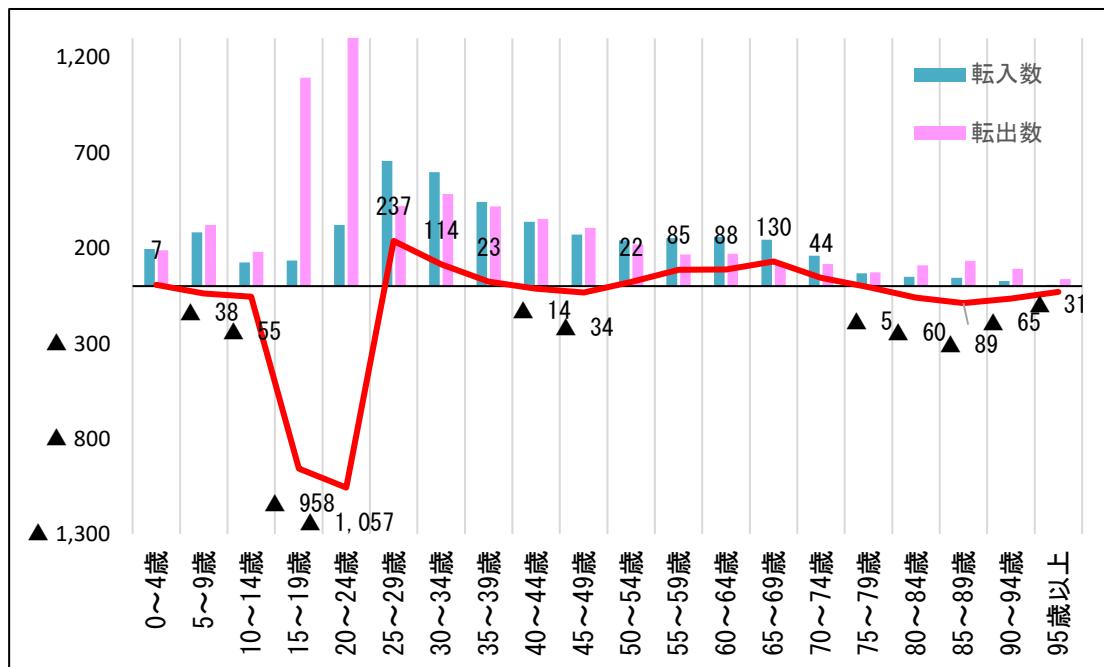
③社会動態 (出典：天草市住民基本台帳)

本市が誕生した平成 18 年(2006 年)の社会動態(転入数－転出数)では、425 人の社会減となっています。その後、平成 19 年(2007 年)には、1,129 人と社会減において最大値となっています。近年の社会動態は、年間の増減数に変動はあるものの増加傾向にあります。



④年代別の社会動態 (出典：国勢調査 平成 27 年-令和 2 年)

令和 2 年（2020 年）の国勢調査による年代別社会動態（転入数・転出数）では、15~19 歳と 20~24 歳がそれぞれ 1,000 人前後の大幅な転出超過となっています。一方で、25~34 歳、65~69 歳がそれぞれ 100 人を超える転入超過となっておりますが、5 年間で全体として 1,656 人の転出超過となっています。



（2）関係人口に関する状況

① 天草市ふるさと住民制度

市内の地域や企業と、本市出身者や天草ファンなど、本市と縁のある方、または出身者同士が継続的なつながりを持つことにより、移住・U ターンの段階的サポートや、まちづくりの担い手の確保、人的・経済的な交流を促進することを目的として、平成 30 年度に「天草市ふるさと住民制度」を創設しました。

令和 7 年 10 月末現在、登録者は 778 人です。平成 30 年度は 205 人、令和元年度は 158 人の登録がありました、その後は年間 70 人前後の登録状況となっています。

主な登録理由は「市出身者（43%）」「家族・親戚が市に在住（43%）」「ふるさと応援寄附金納税者（22%）」となっています。

② 天草宝島親善大使

本市の魅力を広く国内外に宣伝するため、本市出身または本市にゆかりのある方で、文化・芸術・スポーツ等の分野で活躍している方を天草宝島親善大使として委嘱し、本市の知名度及びイメージ向上を目的とした宣伝活動などを実行しています。

令和 7 年 11 月現在、4 組を委嘱しています。

③ Feel good Amakusa の発行

令和 6 年度に本市が発刊した書籍「Feel good Amakusa」は、本市に数多くある地域資源の価値や素晴らしさを紹介する内容となっています。本市にゆかりのある 33 名の方々にエッセイを執筆していただき、地域の魅力を多角的に伝える構成となっています。

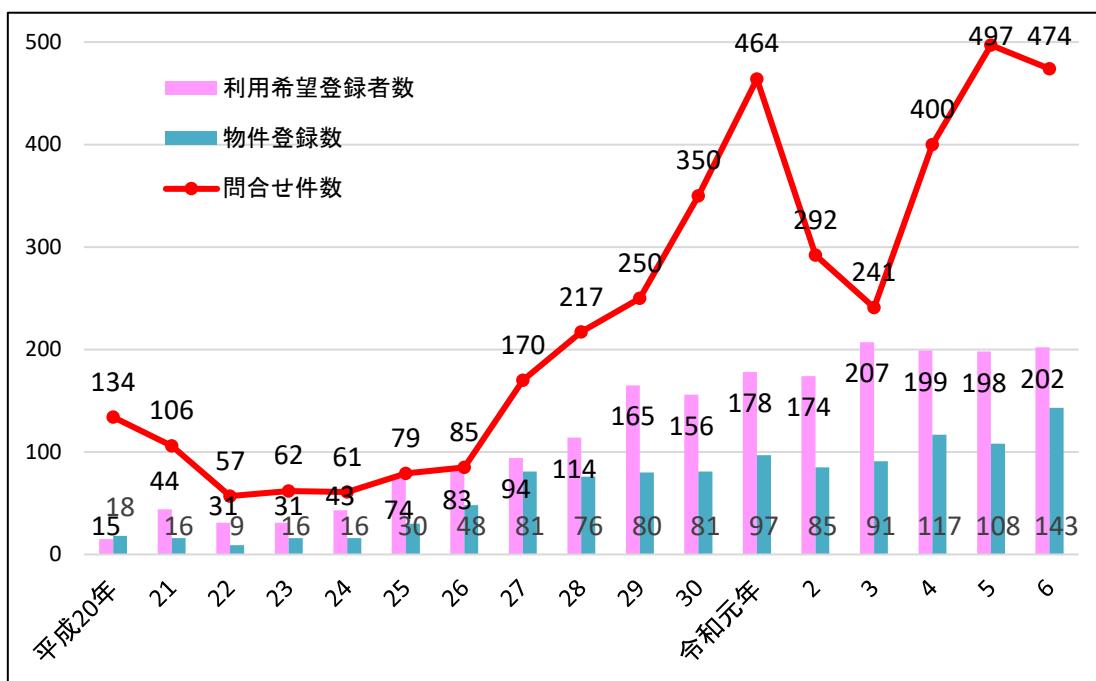
(3) 移住・定住に関する状況

① 【新規】問合せ件数・利用希望登録者数・物件登録数の推移

移住・定住に関する新規の問合せ件数と空き家等情報バンク（以下「空き家バンク」という。）の利用希望登録者数は、物件登録数が増加した平成 27 年度（2015 年度）から増加傾向にあります。

問い合わせ件数は、令和元年度（2019 年度）に初めて 400 件を超ましたが、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）に伴い、同年度以降減少しましたが、令和 4 年度から年間 400 件を超える水準で推移しています。令和 5 年度は過去最多を記録し、令和 6 年度は微減となったものの依然として高水準であることから、本市への移住への関心は依然として高い状況が続いているです。

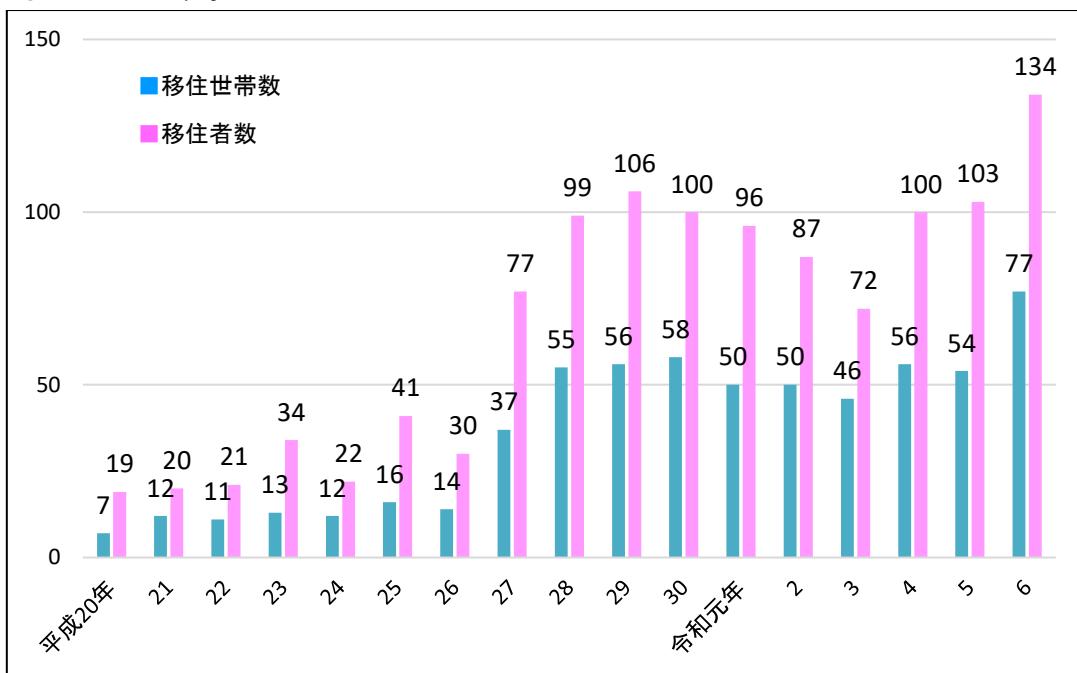
一方で、感染症による行動制限が求められる中、「新しい生活様式」を模索し、多くの人が「地方への移住」に関心が高まっていると考えられ、利用希望登録者数は令和 3 年度（2021 年度）に初めて 200 件を超え、同年度以降は横ばい状態となっています。



②移住者数・世帯数の推移

移住・定住促進施策を通じた市への移住者数・世帯数は、問合せ件数が増加した平成 27 年度（2015 年度）から増加傾向にあり、平成 29 年度（2017 年度）に初めて移住者数が 100 人を超えるました。その後も、移住者数は 100 人前後で推移していましたが、感染症による行動制限により、令和 3 年度は 72 人まで減少しました。

一方で、「新しい生活様式」を模索し、「地方への移住」に関心が高まり、令和 4 年度以降移住者は 100 人を超え、令和 6 年度は、これまで最高の 134 人となっています。



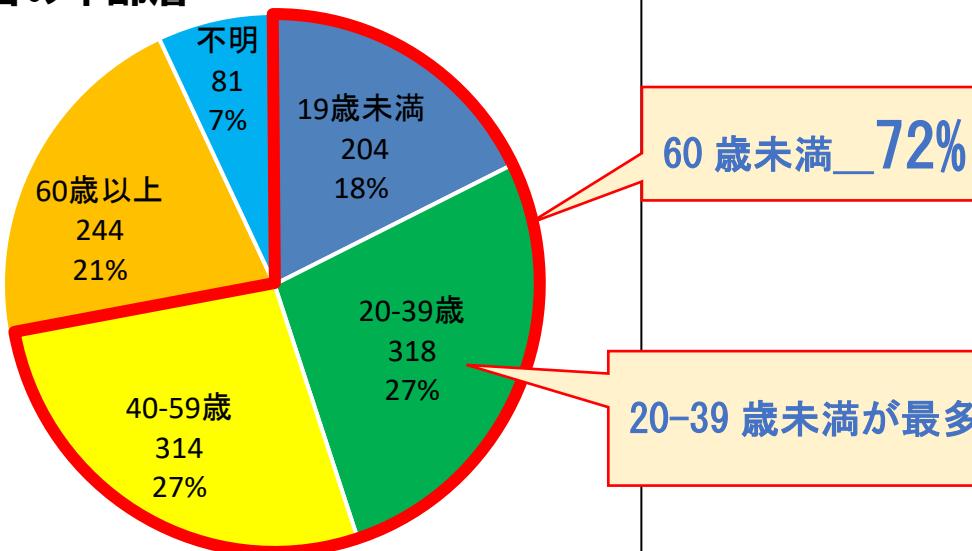
③移住者の年齢層と移住前・移住後の居住地 (2008-2024 年度 全体 N=1,161)

移住・定住促進施策を通じた移住者の年齢層は、20~39 歳が 318 人で 27%と最も多く、60 歳未満の割合は 72%となっています。

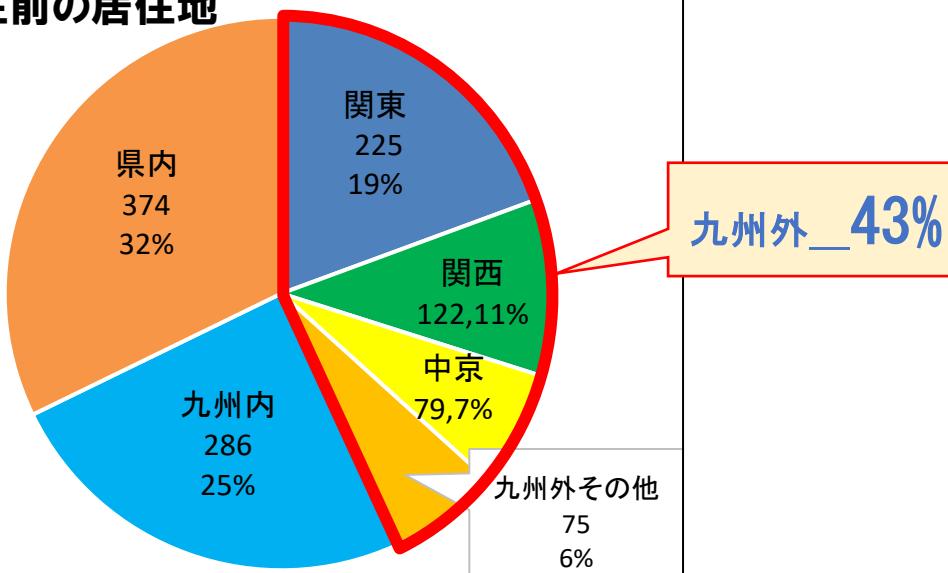
移住前の居住地については、九州外が 43%であり、その中でも特に関東からの移住者が多く 19%を占めています。また、県内からの移住者も 32%を占めています。

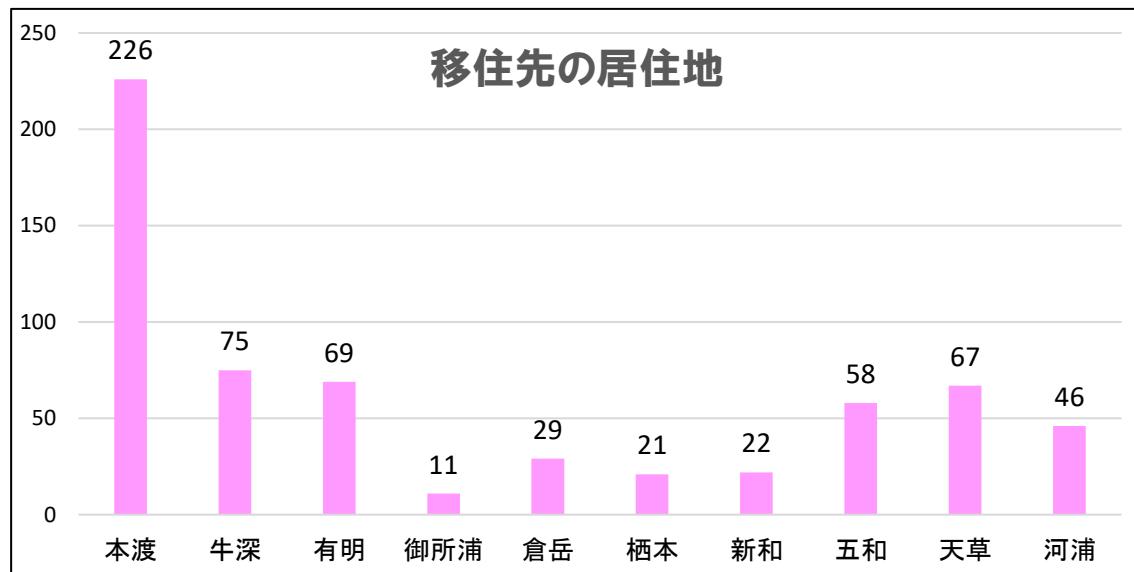
移住後の居住地については、本渡地域が最も多く、次いで牛深・有明・天草地域となっています。

移住者の年齢層



移住前の居住地



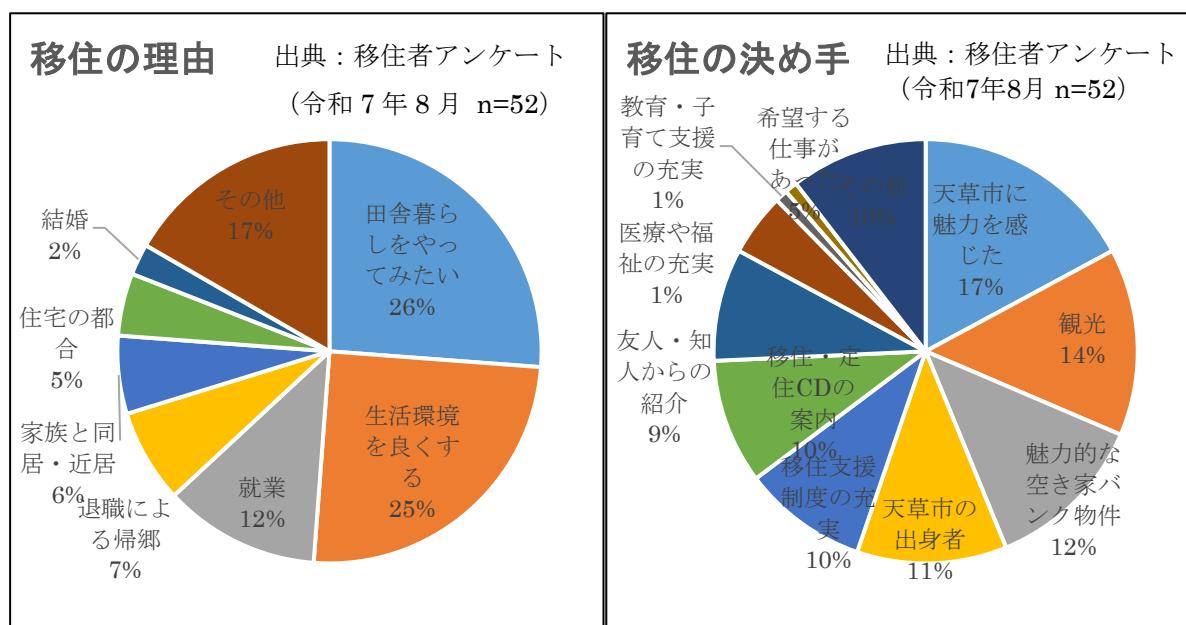


(2008–2024 年度 全体 N=624)

④移住の理由・決め手 (移住者アンケート)

本市への転入者へ実施したアンケートでは、移住の理由として「田舎暮らしをやってみたい」、「生活環境をよくするため」が多く、半数以上を占めています。

また、移住の決め手として、「観光を含めた本市の魅力」が約 3 割を占め、続いて「空き家バンク物件を含めた支援制度」(約 2 割)となっています。



4. 第2期計画における「新たな取組み」の達成状況

	施 策	所管課	達成状況	
住まい	空き家バンクに登録する物件のオンライン内覧	地域政策課	○	(令和5年度) 遠方にお住まいの方など、すぐに現地に来ることができない場合、オンラインで内覧できる仕組みを構築。
	空き家バンクへの円滑な物件登録	地域政策課	○	(令和5年度) 空き家バンクへ物件を登録する際の家屋調査業務について、公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会と協定を締結し、調査協力を依頼。
	空き家バンク利用者が再利用する場合の要件緩和	地域政策課	継続	要件緩和に伴う影響を関係部署と連携し調査中。引き続き、緩和に向けて検討。
	お試し滞在施設の維持と新たな施設整備の検討	地域政策課	継続	・既存施設の維持管理は地域団体への業務委託を継続。 ・新たな施設整備について検討を行ったが、既存施設の利用率低下を受け、利用率向上に向けた取り組みから始めるよう協議。新たな施設整備は令和9年度から実施を検討。 ・利用率向上のために、ホームページへ予約状況を掲載するほか、映像で内覧できるような取り組みを検討。
	新築にかかる支援の検討	地域政策課	継続	天草産材利用促進事業と連携を検討したが、結論が出なかったため、継続して検討。
仕事	特定地域づくり事業協同組合との連携による就業の確保	地域政策課	○	(令和5年度) 移住相談会や移住者交流会にて、求職中の方々の就職窓口の一つとして組合と連携。
	移住イベントの開催	地域政策課 産業政策課	○	(令和5年度) 熊本市内にて地元企業の合同就職説明会と連携した「あまくさ UIJ ターン合同就職説明会＆移住フェア」を開催。
	地域おこし協力隊制度の活用継続	各所管課	○	(令和6年度末時点) 地域おこし協力隊任用後の定着率は以下の通り。 ・13人中11人【84.6%】 (参考：全国平均 55.7%)

	移住・定住サポーターの増員	地域政策課	継続	委嘱者数は以下の通り。 ・個人 16名 ・団体 13組 引き続きサポーターの確保に向け、移住者との連携を検討。
暮らし	民生委員への情報共有	地域政策課	継続	高齢で一人暮らしの移住者情報を民生委員との共有について協議を行ったが、コロナ禍等の事情により進展しなかつたため、継続して検討。
	体験ツアーの充実	地域政策課	○	各年度におけるツアーの実施は以下の通り。 ・令和5年度 2回 ・令和6年度 2回 ・令和7年度 2回
	英語検定チャレンジ補助金の拡充	学校教育課	○	令和5年度から、補助対象を中学3年生から全中学生に拡充。
	子どもはぐくみ応援事業の拡張	子育て支援課	—	計画期間中に検討した結果、移住・定住促進施策と結びつかないと判断したため、取り下げた。
情報	AIやSNS等を活用した相談体制の充実	地域政策課	—	AIやSNS等を活用した相談体制は検討の結果、移住・定住のみが対象となる相談体制は導入しない方針で決定。
	他自治体と連携した情報発信	地域政策課	継続	近隣自治体等との移住イベントの開催については、近隣自治体の意向確認を含め、継続して検討。
	SNSを活用した情報発信の充実	地域政策課	継続	Instagramによるイベントや空き家情報の発信を実施しており、フォロワー獲得に向けた取り組みを引き続き実施。また、他のSNSによる効果的な取り組みを引き続き検討。
	移住相談システムの構築	地域政策課	継続	関係人口・移住相談システムの構築を検討、費用が高額となり断念。Kintone等の活用ができないか継続して検討。
	ワーケーション等の受入	地域政策課	○	(令和4年度) 保育園留学を実施し、子どもをメインとしたワーケーションを実施。
	若年層への情報発信	地域政策課	継続	進学や就職等で本市から転出する中高生を対象とした情報発信については、SNSの活用やつながり方を含め、継続して検討。

5. 天草市が抱える課題

①情報発信に関する課題

現在、ホームページ「あまくさライフ」や移住・定住パンフレットなどによる情報発信に加え、SNS を活用した情報発信やオンライン相談も行っています。これらのツールの特徴を生かして、移住希望者が知りたい情報を的確に発信する必要があります。

②移住関連イベント等に関する課題

移住者と対面での相談を行うため、東京・大阪・福岡を対象に熊本県や民間企業が開催する移住相談会や移住フェアに積極的に参加しています。また、他の自治体との差別化を図るため、市主催の移住セミナーも開催しています。より効果的なものとなるよう戦略的な計画のもと、移住相談会や移住フェアへの出展、市主催の移住セミナーを開催する必要があります。

また、全国的に関係人口・二地域居住の促進により移住に関する需要が減少する可能性を視野に入れ、移住×関係人口といった広義的なイベントを検討する必要があります。

③関係人口の創出・拡大に関する課題

本市では、市出身者や天草ファン等、本市と縁のある方を「天草市ふるさと住民」として登録することで関係人口を可視化しています。

ふるさと住民の登録促進として、熊本県又は本市の出身者で構成するふるさと会やふるさと応援寄附金の納税者への周知、本市での都市部の家族を対象に「プチ移住体験」ができる保育園留学に取り組んでいます。しかし、観光リピーターやふるさと会に入会されていない出身者などに向けた周知ができていない状況です。今後、さらなる、ふるさと住民の増加を図るには、関係部署と連携して観光やビジネス等で本市を訪れる方や本市と継続的な関係がある方への登録促進に取り組む必要があります。

④地域と関係人口の交流促進に関する課題

天草市ふるさと住民の活動の場は、ふるさと納税や天草産品の購入、観光リピーターや SNS での情報発信など、気軽な形で接点を持ちたい層の受け皿にとどまっています。

自身のスキルを活用した地域活動等への参画を希望する層（将来的な扱い手確保につながる層）の「本市を応援したい」という熱い想いには、十分には応えられていない状況です。人口減少による地域行事の存続が危惧される中、地域が関係人口（地域外住民）に求めることと、関係人口の地域活動への参画希望をマッチングし、地域住民と関係人口の交流を深める取り組みが必要です。

また、旧市町単位の出身者等で組織される各地域のふるさと会において、ふるさと住民の登録を促進していますが、会員の高齢化や減少により解散や会の存続の危機にある団体があります。

関係人口の創出・拡大の取組として「保育園留学」を受け入れていますが、留学家族と地域住民の交流の機会を創出し、長期的な関係性を構築することが重要です。

⑤空き家バンクに関する課題

本市では、空き家バンクに登録された空き家等の情報をホームページ「あまくさライフ」で掲載しており、現在も 180 件程度の空き家等を紹介しています。依然として移住者の空き家に関する需要は根強く、空き家情報のページは 1 日あたり 1500 件～2,000 件ほどのアクセスが計数されています。

近年は、毎年 100 件を超える空き家等の物件を登録していますが、年間約 500 件の新規の移住相談を受けていたため、移住希望者の需要に対し登録物件が不足している状況です。

また、空き家バンクに登録している物件で、高額な売買物件や老朽化が著しい賃貸物件など、長期間にわたり動きがない物件が増えてきています。

空き家バンクの登録物件数の増加が移住（希望）者の増加につながっている要因の一つであることから、登録物件数の増加に取り組む必要があります。また、空き家バンクに長期間にわたり登録されている物件への対応も必要です。

⑥就労の支援・機会の創出に関する課題

就職については、ハローワークが発行する求人情報や熊本県の「ワンストップ job サイトくまもと」を活用し情報を提供するとともに、熊本県が運営するジョブカフェと連携しながら移住（希望）者の就業に繋げていますが、ハローワークと比較して「ワンストップ job サイトくまもと」の求人情報が少ない状況です。「ワンストップ job サイトくまもと」に掲載されている求人への就業は、移住支援金の支給要件の一つとなっているので、東京圏から本市への移住者には大きなメリットなることから、求人情報を充実させる必要があります。

また、本市の各種産業における人材不足は顕著であり、就業に関する支援制度を創設するなど人材の確保に取り組んでいますが、移住者の就業は少ない状況です。移住者の就業を増加させるためには、関係部署と連携を強化して取り組む必要があります。

⑦お試し移住への支援に関する課題

本市では、移住希望者に対し、一定期間の居住体験ができるお試しの滞在施設として、長期滞在型施設「ダーチャかねやき」（5棟）、短期滞在型施設「かねやき俱楽部」（1棟）を提供していますが、どの施設も利用が増加しており、予約待ちや利用を断念する移住希望者が発生しています。

また、全6棟のお試し滞在施設は、平成20年度に建設後、経年による老朽化が進んでいるため、修繕経費が嵩んでいる状況です。

今後、移住体験の機会の創出に取り組むとともに、老朽化しているお試し滞在施設の長寿命化を図る必要があります。

⑧住まいに関する支援の課題

業務負担と比較して収益性が低くビジネスとして取り扱ううえで課題であった空き家等の取引の仲介業務については、不動産業者における当該業務への参入を後押しすべく、令和6年7月1日から仲介手数料の特例が設けられ、上限が引き上げられました。このことにより空き家等情報バンク登録物件の活用が低下することが懸念されるため、登録物件の活用促進に関する新たな取り組みを検討する必要があります。

⑨暮らしに関する支援の課題

移住後3年間、本市に定住されている世帯は84.9%（令和7年（2025年）3月31日現在）ですが、経済的に自立できないことや地域内での受入態勢が十分でないこと、田舎暮らしの理想と現実のギャップを埋められなかつたことなどの様々な理由で本市に定住できずに離れる方もいることから、移住・定住コーディネーターを4人配置し、移住を希望する地域の情報や、地域住民との交流の機会を提供しています。また、令和2年度より、移住者や地域住民を「移住・定住サポートー」として登録し、移住後のフォローを行っていますが、近年は移住者や移住希望者が増加し、移住後のフォローが十分に対応できていない状況です。

また、移住者の中には、高齢で一人暮らしの方もおられます。

今後は、さらなる移住・定住サポートーの増員などにより、移住後のサポート体制の充実を図るとともに、一人暮らしで高齢の移住者などの見守りや災害時の対応等の側面から、地域の民生委員との連携を図る必要があります。

⑩仕事に関する支援の課題

繁忙期の扱い手不足解消を図るために設立された「特定地域づくり事業協同組合」でマルチワーカーとして働く正社員が不足していることから、移住者交流会において特定地域づくり協同組合の社員募集を実施しています。

市内の各産業においても同様に就業者が不足しているため、関係部署と連携し、移住者交流会等を通して支援制度の周知を行う必要があります。

6. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

天草で見つけた自分らしい暮らし “あまくさライフ”

(2) ありたい姿

総合計画の「ありたい姿」として掲げる「天草での暮らしが共感され、多くの人が移住・定住し暮らしている」姿を目指して取組みます。

(3) 基本方針

本計画を効果的に推進するため、基本方針を次のとおり定め、より多くの人に「関わりたい」「訪れたい」「住みたい」と思われる地域を目指し、移住・定住までの各ステップに応じた支援を行い、関係人口の取組との連携を通じて本市との繋がりを深化させ、移住・定住を促進します。

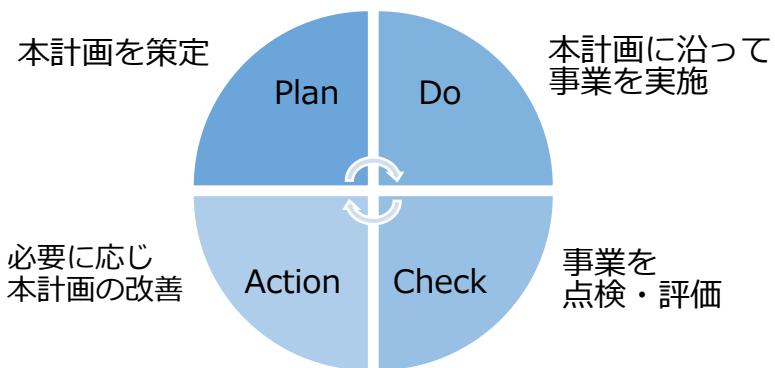
- 魅力発信による本市の認知度向上
- 関係人口の創出・拡大と地域との関係深化による地域活性化
- 空き家等の利活用の促進

(4) 目指す成果（数値目標）

成果指標名	現状値 令和 6 年度 (2024)	目標値 令和 11 年度 (2029)
ふるさと住民登録者数 (平成 30 年度からの累計)	729 人	1,210 人
移住・定住促進施策を通じた移住者数（平成 20 年度からの累計）	1,161 人	1,800 人
移住・定住に関する新規問い合わせ件数	474 件/年度	500 件/年度

(5) 進捗管理

施策に対するチェック機能を充実させ、事業をより効果的なものとするため、
府内推進組織「天草市移住部門ワーキンググループ」において、計画の進捗管
理体制を強化することに努めます。



月	P D C A				当年度 予算	次年度 予算	市議会	天草市 総合政策 審議会
	P	D	C	A				
4月	↑↓							
5月								
6月			↑↓				議会	
7月								評価
8月								
9月							議会	
10月								
11月								
12月							議会	
1月								
2月			↑↓					
3月				↑↓			議会	

7. 施策の体系（具体的な施策）

＜施策体系図＞



(1) 魅力の発信

① 情報発信の強化

移住検討者が移住後のライフスタイルをイメージできるよう、移住支援や子育て支援など経済的な支援制度のほか、生活環境や子育て環境、特色ある地域や本市で暮らす方の魅力なども含めた総合的な情報発信を引き続き実施していきます。

また、子育て世帯や若年層をターゲットに、現在運用しているInstagramの情報発信の強化、及び他のSNSを活用した戦略的なアプローチを行います。

② 移住関連イベントへの参加・移住セミナーの開催

本市が取り組む子育て施策の魅力発信により子育て世帯や若年層の移住・定住促進を図るため、熊本県や民間企業が開催する移住相談会や移住フェアに積極的に参加します。

また、移住者の悩みとして大きな割合を占めている仕事について、仕事をテーマとした本市主催の移住セミナーを関係部署と連携して開催します。これに関連し、隣接市町村と連携し合同で移住相談会・セミナーを開催できるよう検討します。

(2) 関係人口の掘り起こしと関係性の構築

① 関係人口の創出・拡大

天草市ふるさと住民の増加を目指し、次の事項に取り組みます。また、ふるさと納税や天草産品の購入、観光リピーターやSNSでの情報発信など、気軽に接点を持ちたい層と、自身のスキルを活用した地域活動等への参画を希望する層（将来的な担い手確保につながる層）を整理し、関わり度合いに応じた属性分けを行います。

ア 保育園留学の受け入れ

保育園留学を継続して受け入れます。受け入れ時期が夏季期間に集中していることから、一年を通して選ばれる保育園留学先となるよう、連携保育園や地域と連携し、冬季にも選ばれる魅力や、日常的な子どもたちの遊びの情

報を発信します。

イ 地域活性化企業人の活用

地域活性化企業人として業務に携わる中で、地域理解・愛着形成が進み、単なる関心層から継続的な関与を望む関係人口へと移行が期待されることから、さらなる地域活性化企業人の受け入れを促進します。

ウ 観光事業者との連携

地域と一時的に関わる「交流人口」を、地域へ愛着を持ち継続的に関わる「関係人口」へと深化させる取組を推進します。

令和7年度に作成する「インタープリテーションガイドブック」を活用し、観光客が地域の固有の価値に興味・関心を持ち、深まった関心と愛着を基に、ワーケーション、二地域居住、地域活動等への参画など、中長期的な関わりへと発展させるため、観光事業者と連携し、ふるさと住民の登録へつなげます。

② 地域と関係人口の交流促進

ふるさと住民が地域活動に携わり、地域活動を通してふるさと住民と地域住民の交流を深める取組を推進するため、ふるさと住民に対し、本市における住まい・仕事・地域活動等の情報を提供し、地域活動等への参画を希望する層が、地域活動等に携わることができる場を提供します。

ア ふるさと住民に対して、ふるさと会の活動等に関する情報を発信し、ふるさと会への参加につながるよう取り組みます。

イ 地域活動等を通じて本市（または地域）との関わりを深められるよう、ふるさと住民の活動状況を把握できるシステムの導入を検討します。

ウ 保育園留学参加者と地域住民の交流の機会を創出し、保育園留学終了後も「地域の人に会いに来たい」と思えるような、長期的な関係性の構築を目指します。

エ 天草宝島親善大使に活躍いただくことで、本市の知名度及びイメージの向上を図り、多くの人に「訪れたい」と思われる地域を目指します。

(3) 移住の検討

①空き家バンクによる受入態勢

本渡地域以外の登録物件を確保するため、支所と連携し空き家等情報バンクへの登録を推進します。併せて登録物件の活用を促進するため、類似する登録物件の改修前後の写真や改修費用等の情報を発信します。

また、空き家バンクを利用した場合、地域にはじめないなどの理由により他の空き家バンクを利用したい場合の要件（期間）の緩和について引き続き検討します。

②就労の支援・機会の創出

熊本県と連携して市内事業者に対して「ワンストップ job サイトくまもと」への求人情報の掲載を推奨します。

また、関係部署が実施する市外での就業説明会等において、移住相談の窓口を開設します。

③お試し移住への支援

短期滞在型施設の需要増に対応するため、引き続き、空き家等を改修した移住体験施設の整備等、移住体験の機会の創出に取り組みます。

また、老朽化が進んでいる既存の移住体験施設の長寿命化を図るため、施設の修繕を計画的に行います。

(4) 移住・定住

①住まいに関する支援

空き家等情報バンクの登録物件の活用を促進するため、対象となる物件を活用された移住者に向けた天草市移住定住促進支援補助金の拡充を検討します。

また、天草産材利用促進事業と連携した新築物件に対する補助について、関係部署との協議を再開し、引き続き実施に向け検討します。

②暮らしに関する支援

移住後の定住に向けたサポート体制の充実を図るため、引き続き、移住定住センターの増員に取り組むとともに、各地域での移住定住センターの登録推進に取り組みます。

また、一人暮らしで高齢の移住者などの見守りや災害時の対応等の側面から、地域の民生委員との連携を図ります。

④仕事に関する支援

市内の各産業の担い手不足の解消のため、関係部署と連携し、移住者交流会等を通して就業に係る支援制度等の周知を行います。

また、ふるさと住民登録制度の特典として、天草市事業承継ホームページ「relay the local 天草市」に掲載された天草市内の事業承継案件（事業や空き店舗など）を事業承継した場合、成功報酬（手数料）が割引されます。引き続き、関係部署と連携し、事業承継による定住定着を図ります。

地域おこし協力隊員が地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で地場産業等に係る起業・事業承継を行う場合、活動期間が最大5年に任期延長されます。関係部署と協議のうえ、当該制度の活用を検討します。



第3期 天草市移住・定住促進計画

令和8年（2026年）3月策定

天草市地域振興部地域政策課関係人口拡大係

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 天草市役所本庁1階

TEL：0969-27-6000（直通）

FAX：0969-23-1999

H P：<http://inaka.amakusa-web.jp/>